

芸術家の安心して芸術・芸能に従事する ための芸能従事者保護法の必要性

ハラスメント防止、ジェンダー平等への取り組み
— 韓国の事例

2023年2月20日

日本芸能従事者協会専門研究員・東洋大学兼任講師
桔川純子

法制定の意義

〈同じ被害、犠牲を二度と出さない〉という当事者たちの強い意志と働きかけによる成果としての法律の制定

○アイドル練習生の人権侵害の深刻さが発覚

→「大衆文化芸術産業発展法」(2014年制定)

⇒標準契約書が作成される

○あるシナリオ作家が生活苦で死亡

→「芸術家福祉法」

(2011年制定、別名 チェ・ゴウン法)

⇒韓国芸術人福祉財団が設立

○文化芸術界におけるセクハラ、ブラックリスト事件

→「芸術家の地位と権利に関する法律」(2021年制定)



韓国の文化芸術支援 文化体育観光部(省)傘下の公共機関



韓国文化芸術振興委員会(ARICO)

- ・2005年に特殊法人化(文化芸術振興法)←文化芸術振興院(1973)
- ・韓国の文化芸術のビジョン、政策を提示、各種芸術支援事業推進
- ・文化芸術を発展させるため「文化芸術振興基金」を運営



映画振興委員会(KOFIC)

- ・1999年に改称・組織改編
- ・(映画及びビデオ物の振興に関する法律)
- ・さまざまな映画製作支援、映画人材育成のアカデミーを運営
- ・映画振興のため「映画発展基金」を運営

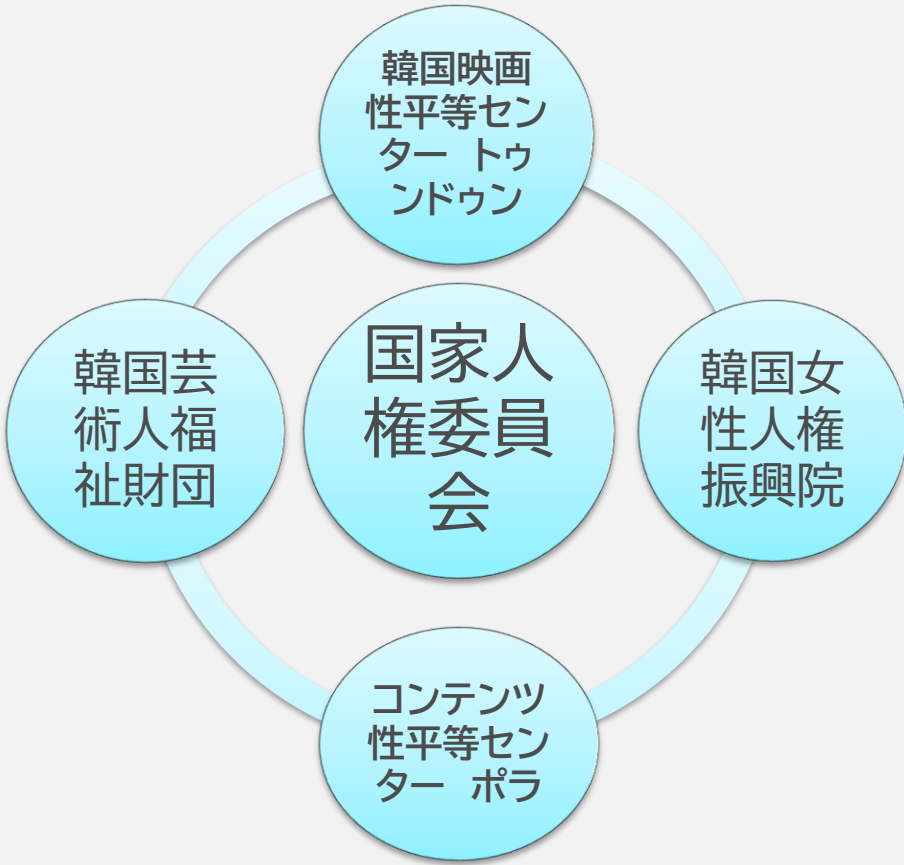


韓国芸術人福祉財団

- ・2012年設立(芸術人福祉法)
- ・芸術家の福祉事業推進: 芸術家確認(認定)、各種相談、住宅支援、芸術活動支援、融資等
- ・※別紙参照

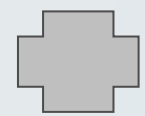
ジェンダー平等・ハラスメント防止の推進

文化芸術関連支援機関



国家関連機関

女性家族部(省)
 韓国女性政策開発院
 韓国両性平等教育振興院
 など



民間団体

さまざまな非営利団体

国家人権委員会

国家人権委員会法で定めた人権の保護と向上のための業務を遂行する国家機関

○国連人権委員会が、国際社会において、各国に対して各国内に人権機関を設立することを要請してきたことに応じて2001年11月に設立

○2018年「文化芸術界(映画産業)女性従事者人権状況実態調査」(文化体育観光部とともに実施)に基づき、文化芸術界セクハラ・性暴行防止のための対策を検討

○2022年5月25日「文化芸術界セクハラ・性暴力防止対策勧告」を公表(別紙参照)

韓国家人権委員会制作：「人権」を映画で表現

未熟な犯罪者



2012年東京国際映画祭コンペ部門
審査員特別賞受賞
最優秀男優賞受賞

もしあなたなら



2003年
オムニバス映画
参加監督：パク・チャヌク 他

韓国映画性平等センター トウドゥン

2016年の文化芸術界内の#METOO運動を契機に、「(社)女性映画人の集い」が映画振興委員(KOFIC)の支援で2018年3月1日に設立

○性差別、セクハラ、性暴行問題に対処し、「映画界性暴行予防教育」を行う。

○差別のない包摂的な映画界をつくるために、「映画界の多様性教育」、「認識改善キャンペーンおよびコンテンツ制作」を進める。

【主な事業】

・相談及び申告の受付/・セクハラ・性暴力被害者支援/・性暴力予防教育支援/・男女平等研究及び実態調査/・認識改善のためのジェンダー平等キャンペーンおよび連帯活動

韓国コンテンツ振興院 コンテンツ性平等センター-BORA

コンテンツ性平等センター-BORAは、コンテンツ分野における性平等文化、健全な労働環境を整えるための事業を推進。2018年に開所

【主な事業】

○被害者支援

性暴力被害申告相談/性暴力被害支援(心理相談、、医療支援、法律支援)

○予防教育

ジェンダー平等教育の実施(企業オーダーメイド型訪問教育、制作現場、コンテンツ企業に講師派遣、訪問教育を実施)

○性暴力予防および性平等キャンペーン

韓国女性人権振興院

「両性平等基本法」第46条2に基づき、性暴力・家庭内暴力・性売買などの予防・防止、被害者保護・支援を、国家の責務として専門的、体系的に遂行する公共機関。2018年設立

【主な事業】

○女性暴力防止及び現場支援

・被害者支援施設ネットワークの構築、協力/
・女性への暴力防止と政策研究、広報/
・女性への暴力防止と総合管理システムの構築・運営

○従事者の教育、力量強化

・従事者の両性教育(ジェンダー平等教育)/
・従事者の保護教育

○女性暴力被害者の人権保護

・デジタル性犯罪対応/
・性暴力などの発生機関の再発防止/
・女性緊急電話1366中央センター運営